

別表

# 平成15年分 所得申告相談日程

月	日	農給合算申告、出張申告、一般申告相談			一般申告						
		9時～11時30分	13時～16時	申告会場	9時～11時30分 13時～16時						
2	16	月	一	般	申	告	2階大会議室	一般の申告は <b>2月16日(月)</b> ～ <b>3月15日(月)</b>			
	17	火					3階大会議室				
	18	水	農給合算申告(北伊予)								
	19	木					各地区の公民館又は集会所				
	20	金	農給合算申告(岡田)								
	21	土					各地区の公民館又は集会所				
	22	日									
	23	月	農給合算申告(松前)			3階大会議室					
	24	火	大	間	上	高	柳				
	25	水	恵	久	美	昌	農		内		
26	木	西	古	泉	西	高	柳				
27	金	塩	屋	北	川	原					
28	土						各地区の公民館又は集会所				
29	日										
3	1	月	永	田	・	大	溝	徳	丸	役場2階大会議室で受付をしています。  ※ただし、土・日曜日を除く	
	2	火	横	田	・	東	古	泉	中		川
	3	水	鶴		吉				神		崎
	4	木	新	立	・	本	村		出		作
	5	金	宗		意	原			北		黒
	6	土									
	7	日									
	8	月	南	黒	田				筒		井
	9	火									
	10	水									
11	木										
12	金										
13	土										
14	日										
15	月										

※一般申告は2階大会議室で随時受付をしていますが、来場者多数のため、待ち時間が長くなる場合もあります。ご了承ください。

期限内に申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税や延滞税も納めなければならなりません。  
**\*申告が必要な方\***  
 ▼平成15年中の給与の収入金額が2千万円を超える方  
 ▼1か所から給与を受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

▼給与の支払を2か所以上から受けている方  
 ▼事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、平成15年中の所得金額の合計額が、基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える方  
**\*所得税が還付される場合\***  
 確定申告をする必要のないサラリーマンでも、次の要件に該当する場合、確定申告により源泉徴収された所得税が

還付されます。この還付を受けるための申告は、申告期間前でも税務署で受付をしておりますので、早めに申告書を税務署に提出してください。また、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。  
 ▼住宅借入金(取得)など特別控除の適用を受けることが

できる場合  
 ▼年の途中で退職し、その後就職しなかったために年末調整を受けなかった場合  
 ▼雑損控除や医療費控除を受ける場合  
 ▼予定納税をしている方で休業や減益のため所得が減少し、本来納めるべき所得税を超えて納税している場合  
**☆にせ税理士にご注意☆**  
 確定申告の時期には、税金

の申告手続などを税理士に依頼される方が多いことに便乗して、税理士でない人が申告書の作成を行うことがあります。このような「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した方にも迷惑がかかる結果となることが多いので、ご注意ください。

★今年から税務署職員が来庁して行う申告相談は実施しないことになりました。  
 営・庶業の方、土地建物の譲渡所得があった方は、松山税務署で申告していただくようお願いいたします。  
 ★松山税務署では、2月29日(日)及び2月29日(日)も確定申告を受け付けています。  
 平日に休みがとれない方は、ぜひご利用ください。

問い合わせ  
 町県民税については  
 役場税務課町民税係  
 ☎985-4110  
 所得税については  
 松山税務署  
 ☎941-9121  
 税務相談室  
 ☎946-4589